

第4回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年10月11日（火） 午後4時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 2人 (欠席1人)
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から1円引き下げた27円を提示する。

昨年の地賃の引上げ額28円と自動車の特賃の引上げ額15円との差は13円で、近年でみると最大。中小の影響を考えるともう少し引き下げるべきかとも思慮したが、影響率をみると25円から27円まで幅があり、特段影響がないと考え、27円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から1円引き上げた15円を提示する。

今、非常に経営環境が厳しく、ウイングバレー自体は昨年に比べて仕事量が5%以上減っている。この傾向は来年の3月まで改善されない見通し。雇用維持を重要視しており、少し厳しめな提示となる。

いずれ県最賃も近い将来1,000円になる見通しで、今後4年にわたって30円ずつ引き上げると1,012円。自動車の特賃が県最賃に並ぶ

のは、毎年 15 円ずつ上げるとして、今から 4 年後である。その辺がいい落としどころなのでは。

また、35 年ぐらい前はカーメーカーと部品メーカーの間の賞与の支給月額にほとんど差がなかったが、今はカーメーカーが 5 か月だったら部品メーカーは 2.5 か月ぐらいの賞与の差ができ、大きく変わってきている。まずは最賃を見直すよりも、産業自体の魅力を議論するならそこをきちっと議論して、産業の魅力向上につなげるべきではないか、まずはそっちが先なのでは。

(2) 労使協議について

金額提示後、労使双方から労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。労使協議の結果、労働者側委員が代表して 20 円で労使合意されたことが述べられた。

(3) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(案)
- ・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)(案)